

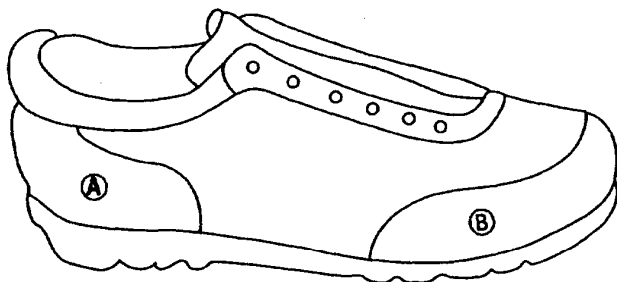
64 類 1. 甲が革製の履物の解釈について

履物のうち、甲が革製であるかないかは、関税率表第 64 類注 4 (a) に規定されているが、そのうちの附属品及び補強材の解釈については、以下のとおり取り扱うこととする。

「甲が革製の履物の解釈について」

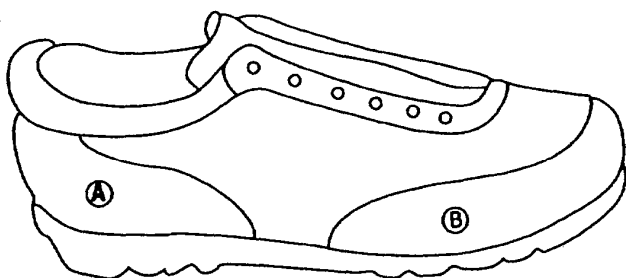
(注) ①～⑦の A、B、C 全てに基材がある。

①



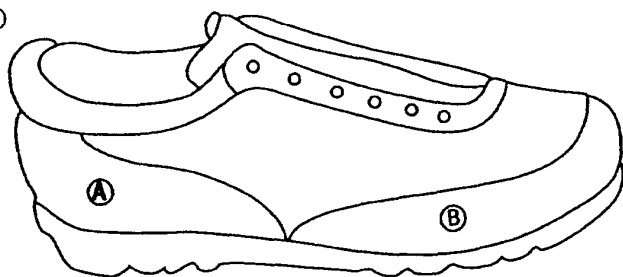
A、B とも補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮しない。)

②



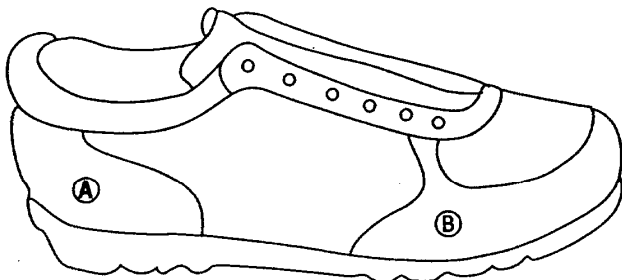
A、B が土踏まずの部分まであるが A と B が接していないので A、B とも補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮しない。)

③



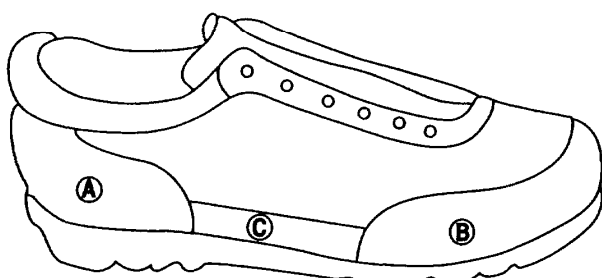
A、B が接しているので、A、B とも補強材とは認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮する。)

④



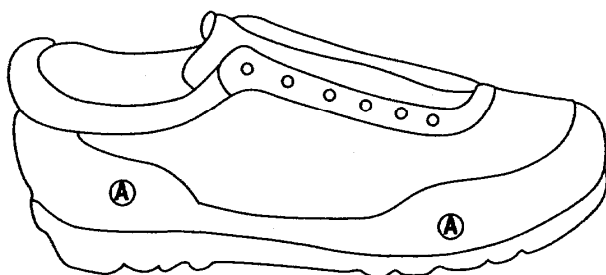
A は補強材と認める。
B は、アイレットステー部に接しているため補強材とは認めない。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、B を考慮し、A は考慮しない。)

⑤



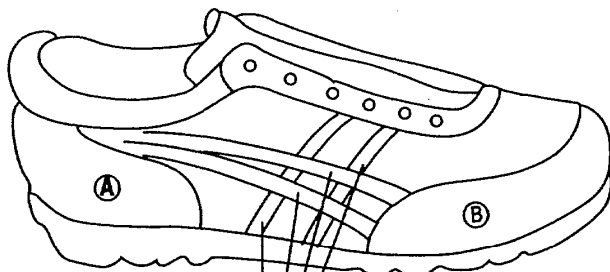
A と C、B と C がそれぞれ接している場合 (材料は問わない。) A 及び B は補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、C を考慮し、A 及び B は考慮しない。)

⑥



A は補強材と認めない。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A を考慮する。)

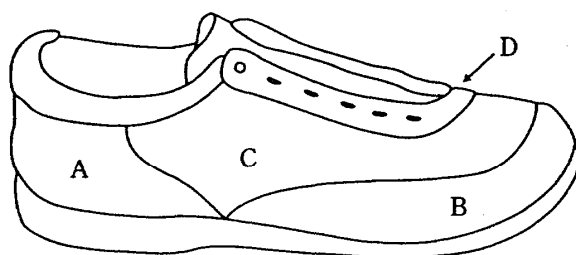
⑦



A 及び B は補強材と認め、C は附属品と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A、B 及び C は考慮しない。)
(注) ⑧~⑮の C は基材である。

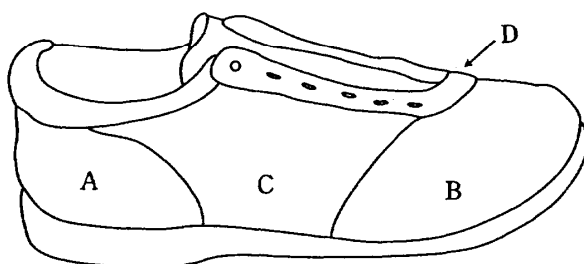
⑦ 商標

⑧



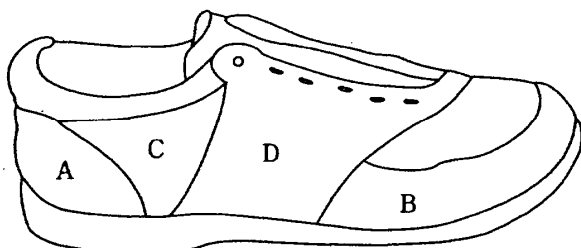
A の下に基材がなく、B 及び、D の下に基材がある。A、B が接しているが、Aは基材であり、補強材と補強材とが接しているものではない。従って、Bは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Aを考慮し、B及びDは考慮しない。)

⑨



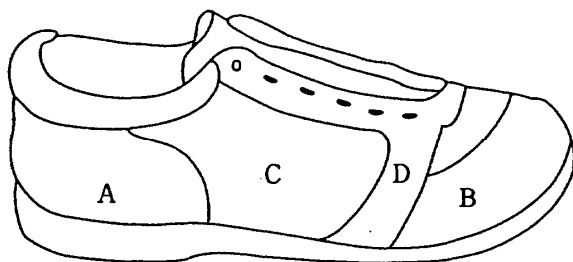
A、B、及びDとも下に基材がある。Bは、D (アイレットステー) に接しているのでBは補強材と認めない。従って、A及びDは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Bを考慮し、A及びDは考慮しない。)

⑩

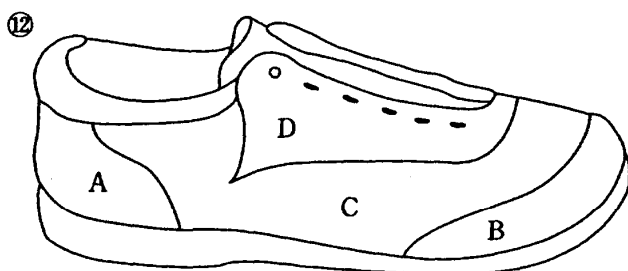


A、B及びDとも下に基材がある。Aは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。また、Bは、アイレットステーに接しているのでBは補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、B及びDを考慮し、Aは考慮しない。)

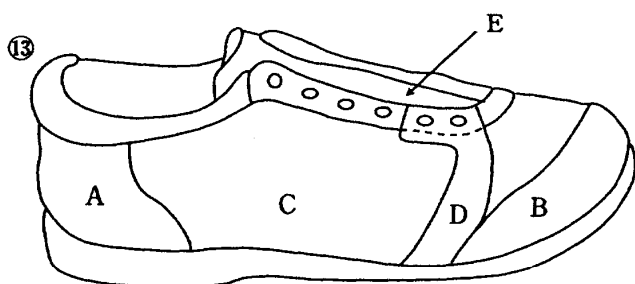
⑪



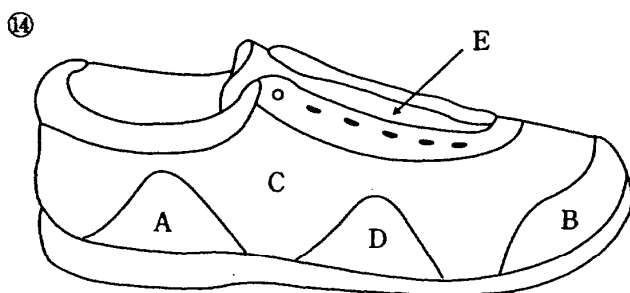
A、B及びDとも下に基材がある。Aは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。また、Bは、アイレットステーに接しているのでBは補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、B及びDを考慮し、Aは考慮しない。)



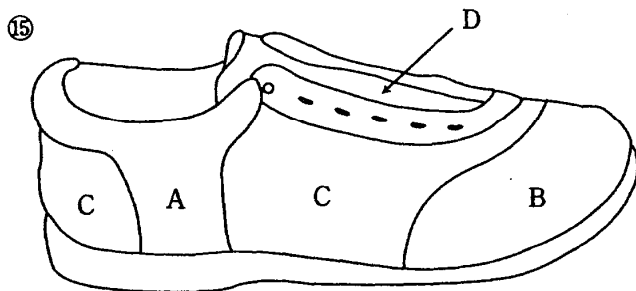
⑫ A、B及びDとも下に基材がある。
A及びBは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Dを考慮し、A及びBは考慮しない。)



⑬ A、B及びDとも下に基材がある。
Aは補強材と認め、E（ベロ）は附属品と認める。Dは、アイレットステーの上にあるデザインであり、DとBが接しているがBは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Dを考慮し、A、B、Eは考慮しない。)



⑭ A、B及びDとも下に基材がある。
Bは補強材と認め、E（ベロ）は附属品と認める。A、Dは、補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A及びDを考慮し、B、Eは考慮しない。)



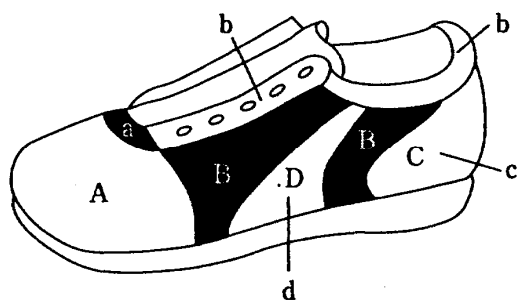
⑮ A及びBとも下に基材がある。
Bは補強材と認め、D（ベロ）は附属品と認める。Aは、補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Aを考慮し、B及びDは考慮しない。)

64 類 2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について

靴の甲の構成材料を決定するための面積計算については、関税率表第64類注4(a)の規定「甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定されるものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。」が考え方の基礎となるが、当該規定の解釈については次のとおりとする。

1. 外面に占める構成材料とは、附属品及び補強材は除外して「基材」の構成比で判断する。すなわち、附属品及び補強材と認められるものについては、これらを取り外して靴の基礎となる構成材料で面積比を計算する。

具体的には次のような計算となる。



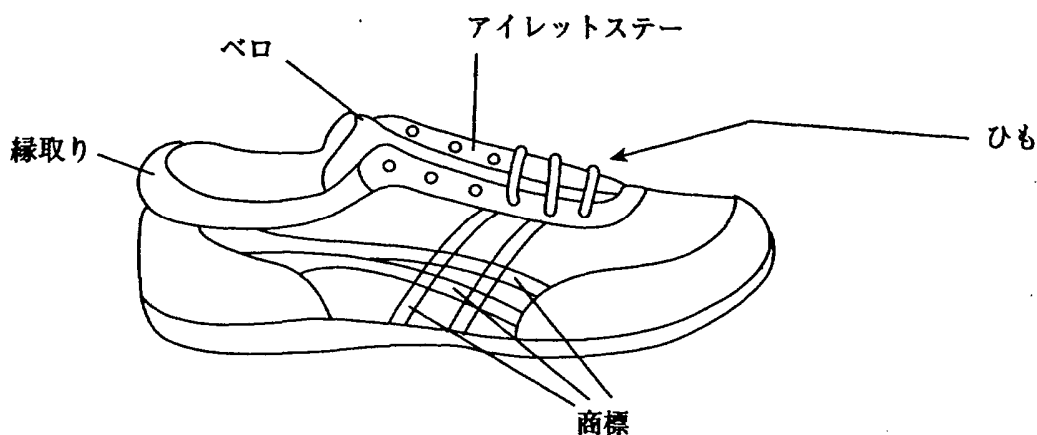
- A : 革
 - B : 織物
 - C : プラスチック（補強材）
 - D : プラスチック（附属品）
 - a : 革（アイレットステーの下の部分）
 - b : 織物（アイレットステー及び縁取りの下の部分）
 - c : 織物（補強材の下の部分）
 - d : 織物（附属品の下の部分）
- 面積計算比（革対織物）

$$= (A + a) : (B + b + c + d)$$

（上記1の解釈については、関税協力理事会事務局に照会し、妥当であるとの回答を得ている。）

2. 附属品には、ひも及びペロを含む。

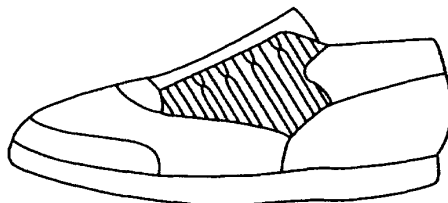
（附属品及び補強材の例）



3. 具体事例

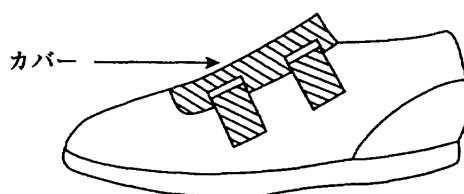
(1) アイレットステー

アイレットステーの幅を超えている場合は、面積に算入する。



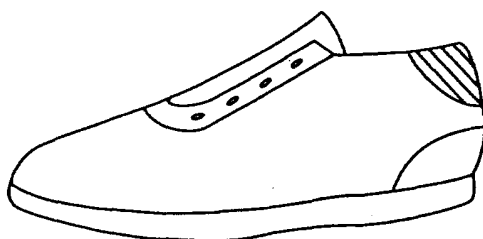
(2) 甲締め部分のカバー

中側にひも締め等がある場合は、面積に算入する。



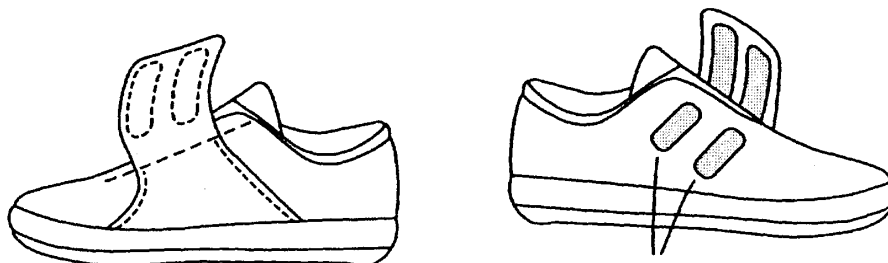
(3) バックステー

面積に算入する。



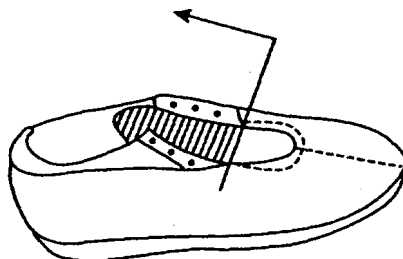
(4) 面ファスナー甲締め部分のカバー

面積に算入しない。

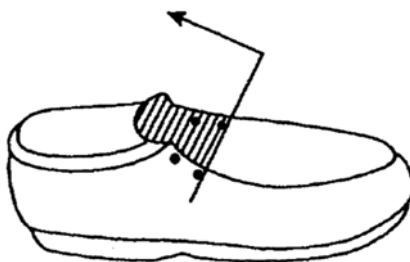


(5) 甲とペロが一体の場合

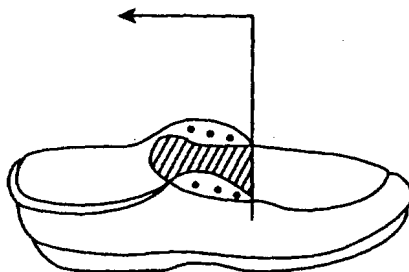
ペロと見なし面積に算入しない。



ペロと見なし面積に算入しない。



ペロと見なし面積に算入しない。

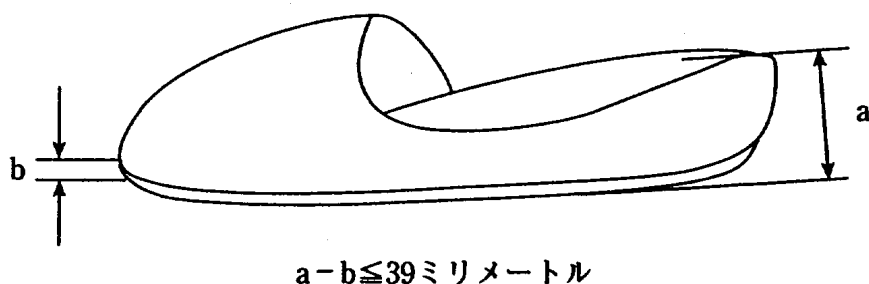


4. 商標の取扱い

商標が印刷又は焼印されたものは面積に算入する。

64.01 項～64.05 項 1. スリッパの範囲の解釈について

「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」のうちⅢ「スリッパ」範囲の(3)の規定にある「外底の前部と後部の厚さに著しい差異のないもの(厚さの差異が20ミリメートル程度以下のものをいう。)」とは、スリッパの後部の厚み(図中 a 参照)から、前部の本底の厚さ(図中 b 参照)を差し引いた値が、39ミリメートルを超えないこととする。



64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等

関税率表番号第 6403.51 号－2－(1)、第 6403.59 号－1 及び 2－(1)、第 6403.91 号－1－(1) 及び 2－(1)、第 6403.99 号－1－(1) 及び 2－(1)、第 6404.19 号－1、第 6404.20 号－1 並びに 2－(1) 及び (2)、第 6405.10 号－1－(1) 並びに第 6405.90 号－1－(1) 及び 2－(1) に規定する「スポーツ用の履物」、「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物（以下、体操用等に供する履物という。）」、「スリッパ」及び「甲の一部に革を使用したもの」の解釈は次のとおりである。

I 「スポーツ用の履物」の範囲

1 「スポーツ用の履物」とは、次の物品をいう。

(1) 関税率表第 64 類号注 1 (a) に規定する履物と同一種類のもの

イ スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの又は取り付けることができるもののうち、例えば、次の履物をいう。

(イ) スパイクシューズ類

(a) 陸上競技用スパイクシューズ

(b) 陸上投てき用シューズ

(c) 野球用スパイクシューズ

(d) ゴルフシューズ

(e) サッカーシューズ

(f) 審判用シューズ

(g) ラグビーシューズ

(h) アメリカンフットボールシューズ

(ロ) 競輪用シューズ（本底に自転車のペダルに固定するための留具が取り付けられているもの又は取り付けることができるものに限る。）

(2) 関税率表第 64 類号注 1 (b) に規定する履物と同一種類のもの

イ スケート靴

本底にアイススケート部品又はローラースケート部品を取り付けることができるように合金板等が挿入されている靴

ロ スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）

爪先部分又はかかと部分にスキー締具を取り付けることができるような構造を有している靴

ハ レスリングシューズ及びボクシングシューズ

下記（イ）から（ニ）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められ

る靴

(イ) 平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの

(ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの

(ハ) 甲締め部分がひも締めのもの

(ニ) 足入れ口がくるぶし以上までであるもの

ニ サイクリングシューズ

下記(イ)又は(ロ)に該当する靴

(イ) 外底の踏みつけ部に鉄板等が挿入されているもの

(ロ) 自転車のペダルの形状に適合するよう本底に直線状の横溝を有しているもの

II 「体操用等に供する履物」の範囲

1 「体操用等に供する履物」とは、体操用、競技用その他これらに類する用途(以下体操用等という。)に直接供することを目的とするもの(ハンティング用のものを除く。)で、下表に掲げるものをいう。

なお、体操用等に直接供するものであることが確認できる場合には、附属品が取り付けられているかいないかを問わない。

2 上記IIの1にかかわらず「スポーツ用、体操用等に間接的に供される、通常「アフターブーツ」と呼ばれるもので、下表10に掲げるものは、「体操用等に供する履物」として取り扱う。

「体操用等に供する履物」の範囲	品名例
<p>1 平底靴(レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。)</p> <p>下記(1)から(3)までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの</p> <p>(1) 本底の表面がすべり止め成型されているもの</p> <p>(2) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの</p> <p>(3) 甲締め部分がひも締めのもの又は甲締め部分に面ファスナーを使用しているもの</p>	<p>ランニングシューズ</p> <p>ジョギングシューズ</p> <p>マラソンシューズ</p> <p>陸上投てき用シューズ</p> <p>テニスシューズ</p> <p>バスケットボールシューズ</p> <p>バレーボールシューズ</p> <p>バドミントンシューズ</p> <p>ハンドボールシューズ</p> <p>卓球用シューズ</p> <p>アーチェリーシューズ</p> <p>フェンシングシューズ</p> <p>審判用シューズ</p>

<p>2 体操靴 甲締め部分にひも、ゴムバンドその他これらに類するものを使用している靴で、形状、機能等を総合的に判断して体操用に供されると認められるもの</p>	<p>体操用シューズ トーシューズ</p>
<p>3 ヨット用靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１）本底の表面がすべり止め構造（波形で非常に薄い切れ目が入っているもの又は非常に細い横溝が入っているものに限る。）を有しているもの （２）甲に防水機能又は排水機能を有しているもの</p>	<p>デッキシューズ</p>
<p>4 重量あげ靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１）本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの （２）かかと部に木等の素材を使用し、超重量に耐える構造を有しているもの</p>	<p>重量あげ靴</p>
<p>5 登山靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、登山用（軽登山を含む。）に供されると認められるもの （１）本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが９ミリメートル以上であり、かつ、かかと部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが１８ミリメートル以上のもの （２）本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用びょう（ムガ、クリンカー等）を打ち付けてあるもの （３）甲締め部分がひも締めのもの</p>	<p>登山靴 軽登山靴</p>

<p>6 岩登り靴</p> <p>下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴</p> <p>（１）本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの</p> <p>（２）足入れ口がくるぶし以上まであって、甲締め部分がひも締めのもの</p> <p>（３）はとめ等が片足 18 個以上あるもの</p>	<p>ロッククライミングシューズ</p>
<p>7 乗馬靴</p> <p>足入れ口がひざ下まであって、かかと部分に拍車が取り付けられている靴若しくは取り付けられていないが、取付け、取外しが可能な靴又は乗馬に必要な器具が内蔵されている靴（例えば、土踏まず部分に鉄板が挿入されているもの）</p>	<p>乗馬靴</p>
<p>8 モトクロス用靴及びロードレース用靴</p> <p>下記（１）に該当し、かつ、（２）から（４）のいずれかに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、モトクロス用又はロードレース用に供されると認められるもの</p> <p>（１）足入れ口がくるぶし以上までであるもの</p> <p>（２）くるぶしから足入れ口の部分が前傾姿勢となっているもの</p> <p>（３）左足の甲の内側等を革等により補強したもの</p> <p>（４）足のすねを保護する構造（すね当てが付いているものに限る。）を有しているもの</p>	<p>モトクロス用ブーツ</p> <p>ロードレース用ブーツ</p>
<p>9 その他の体操用等の靴</p> <p>本底の素材が左右異なっている等、形状、機能等を総合的に判断して体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの</p>	<p>ボーリングシューズ</p> <p>カーリングシューズ</p>
<p>10 アフターブーツ</p> <p>下記（１）から（４）までのすべてに該当する靴</p> <p>（１）足入れ口がくるぶし以上までであるもの</p> <p>（２）甲の部分のうち靴のへり又はベロ以外の甲に毛皮又は革以外の材料を使用しているもの</p> <p>（３）靴の内側に保温材を使用しているもの</p> <p>（４）本底に革以外の材料を使用しているもの</p>	

Ⅲ 「スリッパ」の範囲

「スリッパ」とは、専ら室内で使用されるもの（本底の材質のいかんは問わないが、戸外使用には不向きなものと認められるものに限る。）で、下記（1）から（3）までのすべてに該当するものをいう。

- （1）甲の形状がいわゆる「っかけ」のもの
- （2）本底がほぼ平板状のもの（かかどが付いたものについては、当該かかどの厚さが5ミリメートル程度以下のものをいう。）
- （3）外底の前部と後部の厚さに著しい差異がないもの（厚さの差異が20ミリメートル程度以下のものをいう。）

Ⅳ 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈

「甲の一部に革を使用したもの」とは、甲の外面に革を使用した履物（当該革の量のいかんを問わない。）で、関税率表番号第 64.03 項及び第 6405.10 号の「甲が革製のもの」以外のものをいう。

64.03 項～64.05 項 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について

(1) スパイクシューズ類

スパイクシューズ類には、本底にポイント等が取り付けられているもの若しくは取り付けることができるもの又は本底と一体成型されているものを含む。

(2) レスリングシューズ及びボクシングシューズ

レスリングシューズ及びボクシングシューズの認定に当たっては、上記「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」(以下(3)から(10)において、上記1.)において形状、機能等を総合的に判断することとされているが、次のイからニまでのいずれかに該当するものはレスリングシューズ及びボクシングシューズと認定して差し支えない。

イ 底部が衝撃吸収機能を有する機構(例えば、中空構造)となっているもの

ロ 甲の一部に通気のための加工が施されているもの

ハ 中敷の土踏まずの部分に通気のための加工が施されているもの

ニ 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの

(3) 平底靴(レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。)

イ 平底靴の認定に当たっては、上記1.において形状、機能等を総合的に判断することとされているが、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当するものは体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物と認定して差し支えない。

(イ) 底部が衝撃吸収機能を有する構造(例えば、中空構造)となっているもの

(ロ) 甲の一部に通気のための加工が施されているもの

(ハ) 中敷の土踏まずの部分に通気のための加工が施されているもの

(ニ) 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの

ロ 平底靴の認定に当たっては、上記1.において本底の表面がすべり止め成型されているかないかを判断することとされているが、本底の表面の溝が1ミリメートル以上あるものはすべり止め成型されているものと認定して差し支えない。

(4) ヨット用靴

イ ヨット用靴の認定に当たっては、上記1.の記Ⅱ-2表3において、本底の表面がすべり止め構造を有しているかないかを判断することとされているが、溝の幅が1.5ミリメートル以下のものは「非常に細い横溝が入っているもの」と認定して差し支えない。

ロ 上記1.Ⅱ-2表3に規定する「防水機能」には、「はっ水機能」を、「排水機能」には、速乾性の材料を使用しているものを含む。

(5) 登山靴

イ 外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが9ミリメートル未満又はかかと部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが18ミリメートル未満のものは原則として登山靴とは認めないこととする。

ロ 外底の厚さについては、外底のうち踏みつけ部及びかかと部の最も厚い部分を測定することとし、縁の部分を除くものとする。

ハ 登山靴の認定に当たっては、上記1.において本底の表面がすべり止め成型されているかいないかを判断することとされているが本底の表面の溝が3ミリメートル以上あるものはすべり止め成型されているものと認定して差し支えない。

(6) モトクロス用靴及びロードレース用靴について

イ モトクロス用靴及びロードレース用靴は、通常、チェンジペダルを操作する際に接触する左足の甲の部分が革等により補強されているが、当該補強材の材質は問わない。

ロ 「ツーリングブーツ」と称されるものであっても、上記1.の規定に合致するものは体操用、競技用その他これらに類する履物と認定して差し支えない。

(7) 乗馬靴

上記1.のⅡ-2表7に規定する「足入れ口がひざ下まであって」とは、足入れ口から中敷までの長さが30センチメートル以上あるものをいう。

ただし、子供用の乗馬靴等については、足のサイズを勘案し、当該長さが30センチメートル未満であっても差し支えない。

(8) その他の体操用等の靴

上記1.Ⅱ-2表9に規定する「その他の体操用等の靴」には、次のイからハまでの条件をすべて満たすダンスシューズを含む。

イ 本底が床革のクロームなめし等屋外における使用に適さない材質のもの

ロ 本底の厚さが3ミリメートル以下であるもの

ハ 踏みつけ部分のかえりが大きく、容易に折れ曲がるもの

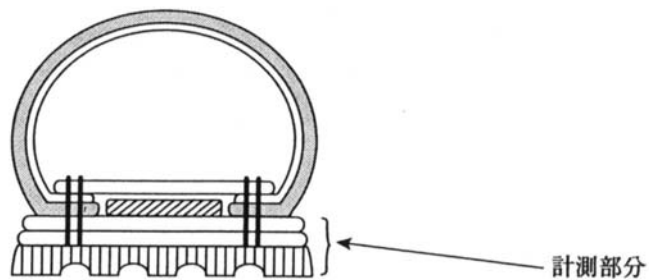
(9) 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈について

甲の外面には、附属品及び補強材を含む。ただし、ベロを除く。

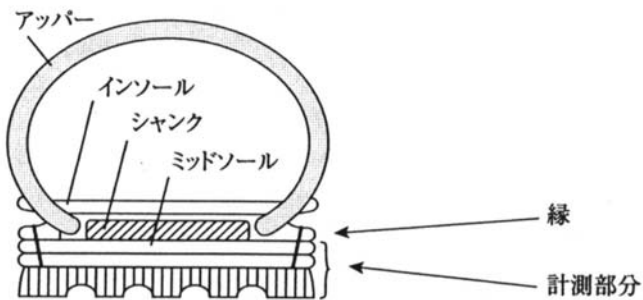
(10) アフターブーツ

上記1.Ⅱ-2表10に規定する「保温材」には、毛皮又は毛織物を使用しているものを含む。

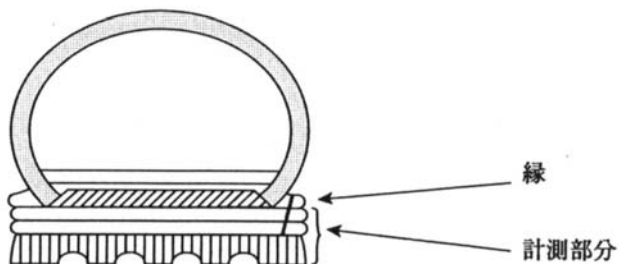
64.03 項～64.05 項 3. 登山靴の縁の解釈について



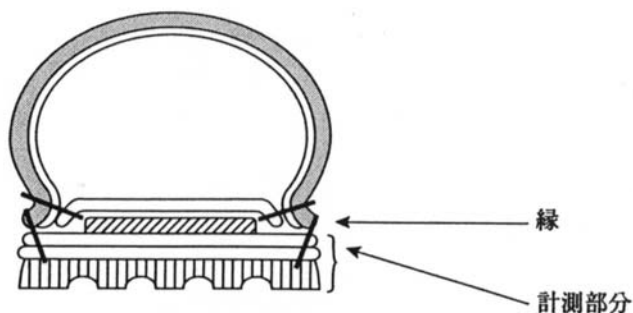
リトルウェイ構造



リバース・ノルウェイジャン構造



グッドイヤー構造



ノルウェイジャン構造

64.06 項 1. 基布の上にぞうり表及び鼻緒の形にガラスビーズを縫い付けた物品

本品は、ビーズ張りのぞうりの製造材料として使用する物品で、人造繊維の織物の基布にガラスビーズをぞうり表及び鼻緒の形に縫い付けてアプリーケにしたものから、ぞうり表及び鼻緒の形をそれらの周囲に縫いしろ分の基布を付けた状態で切りだしたもの（下図参照）である。

なお、ぞうり表用の物品には、鼻緒をすげるための三つの箇所のアプリーケが施されていない。

本品は、すでにぞうり表又は鼻緒の形状に切断された物品であり、また、これらはぞうりを単に装飾するための物品ではなく、ぞうり表又は鼻緒としてぞうり自体を構成する物品であるので、ぞうりの部分品として第 64.06 項に属する（第 58.10 項参照）。

